

変更点一覧

国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院における治験に係る標準業務手順書

項番号	変更前	変更後	改定理由
2 ページ 第 2 章 タイトル	第 2 章 <u>理事長の業務</u>	第 2 章 <u>実施医療機関の長の業務</u>	第 2 章第 12 条に病院長の役割を追記することによる記載の整備
6 ページ (病院長による許可)	(該当項目なし)	<u>(病院長による許可)</u> <u>第 1 2 条 第 2 章の各条に定める理事長の指示及び決定にあたっては、病院長からあらかじめ治験等審査委員会の意見を踏まえた許可が得られていなければならない。</u>	病院長による許可の記載を追記した。
13 ページ (施行期日)	(該当項目なし)	<u>附則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この手順書は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。</u>	